

介護職員等特定処遇改善加算金の支給に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人同心会（以下、「法人」という。）賃金規程に規定する賃金とは別に、厚生労働省が創設した介護職員等特定処遇改善加算制度（以下、「特定加算制度」という。）に基づき法人の介護職員等に対し支給する特定処遇改善加算金（以下、「特定加算金」という。）について必要な事項を定めるものとする。

(支給対象者)

第2条 法人の常用職員又は有期雇用職員等の雇用形態の別を問わず、厚生労働省の定める介護職員等特定処遇改善加算金の支給対象職員を対象とする。但し、研修等で職員として在籍していない者を除く。

(支給額)

第3条 特定加算金の支給は、加算金の振込額に応じて、法人が定めた額を支給する。

- 2 支給額は法定の3段階に分類し、其々の平均支給額は4：2：1とする。
- 3 其々の段階における配分は、介護に携わった評価による。

(支給)

第4条 特定加算金の支給は、毎月の給与支給日に手当（一時金）として給与に上乗せして支給する。

(在籍の限定)

第5条 特定加算金の支給は、給与の算定期間に在籍している者を対象とする。

(経験・技能のある介護職員の基準)

第6条 経験・技能のある介護職員の基準は、原則、勤続10年以上の介護福祉士とする。但し、勤続年数には他の介護施設等の経験年数を含むことができる。

2 勤続10年未満での介護福祉士であっても、特別技能が優れている者として法人が判断した場合は、10年以上の経験がある者として見做す。

(その他)

第7条 この規程は、特定加算制度が終了すると同時に廃止するものとする。

附則

1. この規程は、令和元年10月1日から施行する。

【クラス分類】

- Aクラス = 介護福祉士資格所有者
介護経験 10 年以上又は同等の技能を有する者
- Bクラス = Aクラス以外の介護福祉士、その他の介護職員
- Cクラス = 介護職以外の職員で年収 440 万円以下の者
看護職員・機能訓練指導員
ケアマネ・生活相談指導員・管理栄養士等
事務員・その他職員

【特定加算金配分】

- Aクラス = 平均支給額 \geq Bクラス \times 2
例 = 20,000 円 \geq 10,000 円 \times 2
- Bクラス = 平均支給額 \geq Cクラス \times 2
例 = 10,000 円 \geq 5,000 円 \times 2
- Cクラス = 平均支給額 = 5,000 円

【分配割合】

介護評価 = A・Bクラス

夜勤回数 ・ 休日勤務回数 ・ 勤務評価

Cクラス

介護従事時間等評価（送迎・食事介助・相談等を含む）

期間評価 = 出勤日数（時間） / 168時間